

登山計画書を 提出しましょう

平成29年10月 「山梨県登山の安全の確保に関する条例」が施行されました。

令和元年12月1日から

富士山・八ヶ岳・南アルプスの一部の山域で

登山計画書の提出が**義務**になります。



山梨県・山梨県警察



詳しくは、山梨県ホームページ「山梨の登山・山岳情報ポータル」まで

山梨の登山・山岳情報ポータル



山梨県の一部の山域で登山計画書の提出が義務となります

(山梨県登山の安全の確保に関する条例)

登山計画書の提出が**義務**の山域(12月1日~翌3月31日までの期間指定)

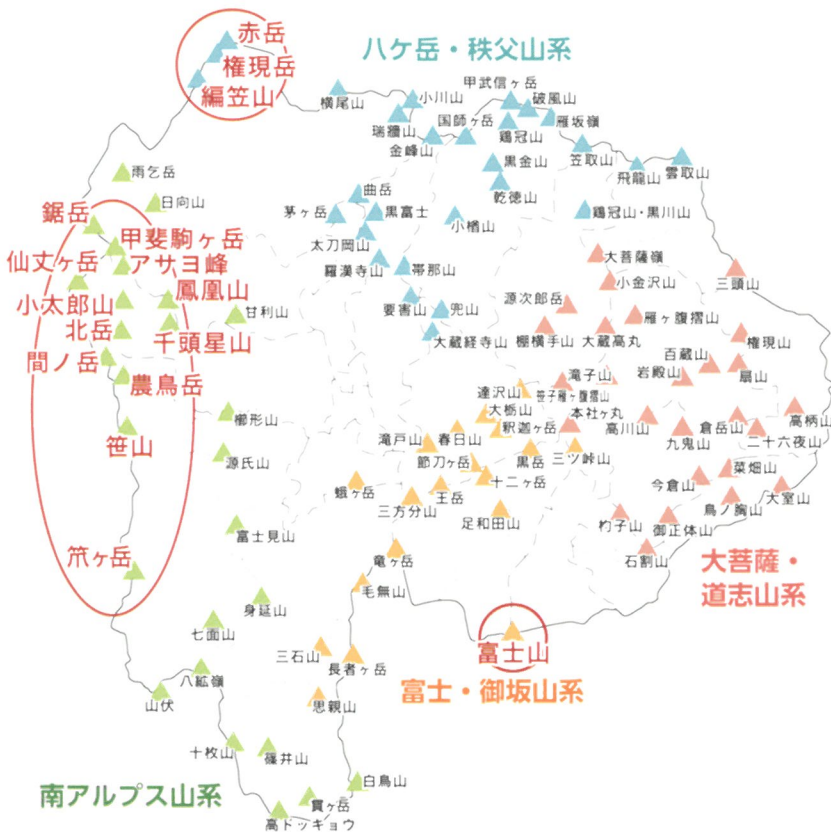
- ・ **富士山 3000m以上** (概ね八合目以上)
- ・ **南アルプス** 白根三山 (北岳・間ノ岳・農鳥岳)、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、鋸岳 等
- ・ **八ヶ岳** 赤岳、権現岳、編笠山

登山計画書の提出が**努力義務**の山域(通年)

- ・ **富士山** 概ね六合目以上 (一部登山道を除く)
- ・ **南アルプス** 白根三山 (北岳・間ノ岳・農鳥岳)、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、鋸岳 等
- ・ **八ヶ岳** 赤岳、権現岳、編笠山

※詳細なエリアは、[山梨の登山・山岳情報ポータル](#)

《(努力) 義務化対象エリア》



《登山計画書の提出方法》

- **オンライン登山計画書「コンパス」**
<http://www.mt-compass.com/>
 (要ユーザー登録)



- **電子メール**
tozanpost@pref.yamanashi.lg.jp
- **FAX**

富士山へ登る方	050(3066)0107
南アルプスへ登る方	050(3066)0113
八ヶ岳へ登る方	050(3066)0117
上記以外の山へ登る方	
・ JR 中央本線以北	奥秩父・大菩薩など 050(3066)0123
・ JR 中央本線以南	三ツ峠山・富士山周辺 050(3066)0128
- **登山ポスト**



[山梨の登山・山岳情報ポータル](#)

お問い合わせ先/山梨県観光部観光資源課
 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
 TEL 055 (223) 1576 FAX 055(223) 1558
 e-mail kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp

